



平成21年12月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **オオゼキ**
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 石 原 坂 寿 美 江
(コード番号 7617・東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 コーポレート部長 柵 山 健 哉
(TEL 03-6407-2511)

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議 ならびに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成21年11月9日付「当社完全子会社化のための定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下、「平成21年11月9日付リリース」といいます。)にてお知らせしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当該変更によって全部取得条項(会社法第108条第1項第7号の定めを指します。)が付された当社普通株式(以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)および普通株主様による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、本日から平成22年1月4日までの間、整理銘柄に割り当てられた後、平成22年1月5日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、全部取得条項付普通株式の取得について、本日開催の取締役会で平成22年1月7日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主様をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成22年1月8日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき50万分の1株の割合をもって当社のA種種類株式を当社が交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成21年11月9日付リリースにてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更および当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、あわせて「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会および本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式であるA種種類株式(以下、「A種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設すること。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式の全てに、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項を付す旨の定めを新設すること(全部取得条項が付された当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)
- ③ 会社法第171条第1項ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、当社が株主総会の特別決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式全て(自己株式を除きます。)を取得し、当社は当該取得の対価として全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式50万分の1株を交付すること。

2. 当社定款の一部変更(上記、本完全子会社化手続のうち①および②に相当)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続の①および所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続の②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました(本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成21年11月9日付リリースの「定款の一部変更の件-1」にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同リリースの「定款の一部変更の件-2」にかかる変更の内容のとおりです。)

(2) 定款変更の効力の発生

本完全子会社化手続の①および所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、本完全子会社化手続の②の効力は、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決により、平成22年1月8日(金)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得(本完全子会社化手続のうち③に相当)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年11月9日付リリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条第1項及び本完全子会社化手続のうち①および②による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本完全子会社化手続のうち①によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき50万分の1株の割合をもって交付するものです(かかる割当比率による割当ての結果、ひまわり株式会社以外の株主に対して当社が交付するA種種類株式は1株未満の端数となる予定です。)

(2) 効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成22年1月8日(金)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本完全子会社化手続の①によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき50万分の1株の割合をもって交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式をひまわり株式会社に売却すること、または会社法第234条第2項および第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に3,750円(ひまわりが本公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる日程の概要(予定)

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会の開催	平成 21 年 12 月 4 日(金)
種類株式発行にかかる定款一部変更(本完全子会社化手続の①)の効力発生日	平成 21 年 12 月 4 日(金)
当社普通株式の東京証券取引所における整理銘柄への指定	平成 21 年 12 月 4 日(金)
定款変更につき通知公告(全部取得条項設定に関する事項)および全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成 21 年 12 月 5 日(土)
当社普通株式の東京証券取引所における売買最終日	平成 22 年 1 月 4 日(月)
当社普通株式の東京証券取引所における上場廃止日	平成 22 年 1 月 5 日(火)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式の交付(本完全子会社化手続の③)にかかる基準日	平成 22 年 1 月 7 日(木)
全部取得条項にかかる定款一部変更(本完全子会社化手続の②)の効力発生日	平成 22 年 1 月 8 日(金)
全部取得条項付普通株式の取得およびA種種類株式交付(本完全子会社化手続の③)の効力発生日	平成 22 年 1 月 8 日(金)

以上